第2章 ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの種類等

(ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの種類)

第4条 ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスには、次の種類があります。

種類	内容
(E)データサービス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(その無線局の
	免許人が当社であるものに限ります。)との間に電気通信回線を設定して、パ
	ケット通信のために提供する通信サービス
(E)データ特定契約サー	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(4G 通信サー
ビス (4G)	ビス契約約款に規定する 4G 通信サービス契約者が 4G 通信サービスの提供
	を受けるために用いるものに限ります。)との間に電気通信回線を設定し、4G
	通信サービスと併せて提供するソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス

(営業区域)

第5条 ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの営業区域は、当社が別に定めるところによります。

ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスを利用することができない場合があります。